

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷三十第

行發日一月八年十正大

論叢

租税に於ける給付能力の原則 法學博士 神戸 正雄

累進税説の統計的觀察 法學士 汐見 三郎

中世都市の發達 文學博士 三浦 周行

農業労働問題 法學博士 河田 嗣郎

時論

大正十年度の豫算を讀む 法學博士 小川郷太郎

說苑

八時間労働制の沿革 法學博士 山本美越乃

井リヤム・タムスンの分配論 經濟學士 堀 經夫

雜錄

史的唯物論略解 法學博士 河上 肇

家畜保險に就て 經濟學士 野口 正造

大正十年度の豫算を讀む

小川 郷 太 郎

我國の豫算は、論理的に整然と編まれてゐるといはんよりは、寧ろ因襲的に、又便宜的に編まれてゐるといふべきで、之を讀むこと容易でない。そこで世の論者往々豫算を徹底的に讀まないで、漫に皮想的觀察を加へて自己に都合のよい論斷を下すものがある。現に大正十年度の豫算に於て、軍備費は全體の經費の半を占め租税の收入全額を食て仕舞ふとて、偏武の政策を攻撃し盛に軍備制限を主張するものがある、軍備制限論は固より眞理を含んで居らうが、此の如き理由で議論を立てやうとするならば尙少しく豫算を讀破せねばならぬ。

論者又或は經濟界に不景氣が到來せるときに當て膨大なる豫算の現はれたるを悲しみ、豫算の實行が困難となるのであらうと豫言するものがある。併し是れも豫算を徹底的に讀破するのではない、正當なる判斷を下すことが出來ぬ。

余敢て豫算を正當に讀破し得るといふのではない、又敢て大正十年度の豫算を百方辯護せんが

爲めに言を巧にせんとするのではない。聊か豫算を研究し、赤裸々の豫算の數字は何を語つてゐるかを明にしたいと思ふのである。仍て余は第一に經費を分析して軍備費と文政費とが如何なる割合になつてゐるかを明にし、更に進んで不景氣と豫算との關係を吟味して見たいと思ふ。併し之に先て豫算の總額を調べて見ねばならぬ。

大正十年の豫算を取て見ると、經費總額は十五億八千四百貳拾貳萬四千七百九拾圓である、其中海陸軍費は七億六千五百貳拾七萬六千六百七拾九圓であり、租稅收入は七億五千貳百四拾四萬六千參百六拾壹圓である。論者の説は一應尤もの様である。

併し乍ら尙一步を進めて考へて見るに、此論斷は正確でない、何となれば、此比較は一般會計のみを眼中にし、特別會計を除外して居るからである。

我國に於ては、特別會計種て多く、其數は三十六に達してゐる、而して其特別會計と一般會計の別は必ずしも論理を貫いたるものでない、同じ性質の收支であつても、或は一般會計に屬するがあり、或は特別會計に屬するがある。例へば、郵便電信電話は一般會計に屬し、鐵道は特別會計に屬するが如き、商船學校は遞信省所管で一般會計に屬し、帝國大學及び高等諸學校は文部省所管で各々特別會計を形つてゐるが如くである。是が故に軍備費と文政費とを比較するにしても一般會計の中に於て之を試むべきでない。一般會計と特別會計とを合せて、經費の總額を見た上

で、之を試みねばならぬ。そこで一般會計と特別會計とを通じて收支が幾何に上るかを明にせねばならぬ。

第一 一般會計特別會計通計の收支總額

一般會計と特別會計とを通じて收支の總額を知らんとせば、一般會計の收支と特別會計の收支とを合算すれば可いやうに一應思へるが、さう簡單に行かぬ。蓋し一般會計と特別會計との間に於ても、各特別會計相互の間に於ても、一方より他方に繰入れるのがあり、一方が他方より買入れるのがあり、又物に依つては両方に現はれるのがあるからである。是が故に一般會計特別會計を通じて收支の純計を見んとせば、一定の標準を定めて行かねばならぬ。余は其標準を求めて左の四を得た。

(1)各會計の間に繰入の關係あるものにありては、一會計の支出と他會計の收入とを共に除き去るべきである、蓋し各會計が全然統一せられて悉く一般會計に集まつてゐるとせば、一會計より出でて他會計に入るといふが如き複雑の關係はなく、其初めに國庫に入つて來たものが收入で、其最後に國庫から出たものが經費である筈である。故に其中間に存する繰入受入の計算を消し去れば可い譯である。

(2)各會計の間に賣買等の關係存するものにありては、經費は私人に對して支出せらるゝものを取り、他會計に對して支出せらるゝものを捨て、收入は私人より收むるものを取り、他會計より收むるものを捨てるべきである。

此理も前の場合と同じである、各會計が全然統一せられて悉く一般會計に集つてゐるとすれば、一會計が賣つて他會計が買ふといふが如き關係は起らぬ、其私人に對して支拂ふものが國家の經費となり、私人より得べき收入が國家の收入となるのである。従て問題となつてゐる場合に於ても、さういふ状態に歸せば可い譯である。

(3)一會計に屬する益金が他會計の收入に繰り入れられるものにありては、後の會計の收入は之を除算すべきである。蓋し其益金といふは、經費を越ゆる收入に外ならぬから、其益金に該當する部分は前の會計に於て收入の部分に一度現はれてゐるのであつて、其部分丈は重複することとなるからである。

(4)各會計の間に何等出入の關係なきものにありては、各會計の收支を合算すべきである。これは殆ど自明の理である。

一般會計と特別會計との關係及び各特別會計相互の關係を見んとせば、特別會計を吟味すれば可い。特別會計は之を大別して、殖民地特別會計、學校醫院特別會計、公債特別會計、資金特別

會計、官業特別會計其他の特殊特別會計とすることが出来る。是等の特別會計の中にありて殖民地、學校醫院、公債、資金に關するものは大體第一の標準に依り、官業特別會計殊に國家が自己生産を行ふものによりては第二第三の標準に依り、其他の特殊特別會計は第四の標準に依る。今是等諸種の特別會計に就て、少しく加除すべき點を明にしたいと思ふ。

(一) 殖民地特別會計は朝鮮、臺灣、關東廳、樺太廳等の特別會計を指す。是等の特別會計に於ては一般會計より、補充金の繰入がある。即ち補充金は一般會計の支出となり、同時に特別會計の收入となつてゐる。故に此額は一般會計の歳出よりも、殖民地特別會計の歳入中よりも取り去るべきである。又臺灣總督府特別會計は一般會計より補充金を受入れないが、關稅諸收入を受入れてゐる。是れ亦補充金と同様に一般會計の歳出よりも、臺灣特別會計の歳入よりも取り去らねばならぬ。又煙草專賣益金に就ては一般會計より樺太廳特別會計に繰入れることになつてゐる、是れ亦同様に論ずることが出来る。

(二) 學校特別會計とは、東京帝國大學、京都帝國大學、東北帝國大學、九州帝國大學、北海道帝國大學、官立大學、學校及び圖書館等の特別會計をいふ。是等の特別會計に對しては一般會計より政府支出金として、年々一定額を繰入るのであるが、其繰入額は、文部省の支出となり、各學校特別會計の收入となつてゐる。故に政府支出金は一般會計の經費よりも、特別會計の收入より

計算せらるゝが故に、重複してゐる、故に是等資金の収入は之を除て見ねばならぬ。

(ハ)公債金特別會計は公債の募集に關するものである、從て公債募集金は特別會計より出で、一般會計並に他の特別會計(大正十年の豫算に於ては、朝鮮、臺灣、樺太、帝國鐵道等の特別會計)に繰り入れられることとなる。故に此特別會計の支出と一般會計並に他の特別會計の収入とを消し合はねばならぬ。

(ニ)臨時國庫證券收入金特別會計は、其會計終了の場合に於て剩餘あるときは之を一般會計に繰入れ、不足あるときは之を一般會計より繰入れ補充することとなつてゐるが、其會計終了前に於ては一般會計と交渉する所がない。只臨時國庫證券の償還金利子割引料及其發行償還に關する諸費の支出に必要な金額は、之を國庫整理基金特別會計に繰入れることとなつてゐる、故に是等に關する支出は此特別會計より除き、國債整理特別會計の之より受入れる収入も亦取り除かねばならぬ。

(四)資金特別會計は普通資金に關するものと、學校醫院特別會計に附屬する資金に關するものとに大別することが出来る。

(イ)普通資金特別會計の主なるものは、教育基金、陸軍營繕費補充資金、森林資金等の特別會計である。是等資金を使用せんとするときは、各特別會計より一般會計に繰り入れ一般會計の歳出として拂ひ出すのである。故に純計を得んとせば、是等特別會計の支出と一般會計の収入とを消し

ことになる、故に此益金額は資本勘定の收入より之を除かねばならぬ。又收益勘定に於て計上せらるゝ假收入立替金の如きは、忽ち入て忽ち出づるものであるから、歳入歳出両方面より除算すべきものである。

(2)官業特別會計の收入の計算に就ては物品が一の會計年度より他の會計年度に持越されたる場合をも考へねばならぬ。年々歳々持越される物品の價格が同じであれば議論は無いが、異るときは問題が起らざるを得ない。所で實際に於ては翌年度に持越す物品の價格は、前年度より持越したる物品の價格より多きことがあり少なきことがあるのである。此増減したる金額に就ては各作業會計の收入に於て其差額を加減せねばならぬ。

(3)最後に問題となるは、官業特別會計が物品を他の會計に賣つた場合である。此場合に於ては前に示した第二の標準に依るべきである。こは國家が自己の需要する物品を自己で生産するといふ趣旨で出來た官業に於て見ることである。印刷局、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、千住製絨所、海軍工廠、海軍火藥廠、海軍燃料廠、製鐵所は即ちそれである。鐵道特別會計に於ても鐵道用品は鐵道用品勘定より收益勘定や資本勘定に賣り渡すことになつて居り、臺灣鐵道用品特別會計は鐵道用品を臺灣總督府特別會計に賣り渡すことになつて居るので亦同じ關係が存してゐる。此の如き官業の支出する經費は私人に支拂ふものであるから、之を國家の經費と見るべく、其收入の中

にありて、私人より得るものは其儘國家の收入とし、其他の會計に賣り渡して得る收入は、之を
除算すべきである。他の會計が之を買ひ入るゝ爲めに支出する經費も亦同様に除算すべきであ
る。例へば印刷局が郵便切手葉書若くは小額紙幣を印刷するときには、其印刷料金は印刷局の收
入となると同時に遞信省若くは大藏省の經費となる、而して印刷局が此印刷をなす爲めに費した
るものは印刷局の經費となつて表はれてゐる、されば經費は慥に重複してゐると謂はねばなら
ぬ。此重複を除かんとすれば、印刷收入中より他の會計に賣つたる代金を除き去り、他の會計の
經費中より印刷局に支拂ふ額を除き去らねばならぬ。

此理は又陸海軍の兵器彈藥燃料被服に關する經費と東京砲兵工廠大阪砲兵工廠海軍工廠海軍火
藥廠海軍燃料廠千住製絨所の收入との關係に移すことが出来る。即ち一般會計に屬する是等の經
費と作業會計に屬する是等の收入とは共に除算すべきものである。又製鐵所の特別會計と鐵道特
別會計若くは海軍工廠資金特別會計の間にも同様の關係が存してゐる。

此の如く加除して計算するにせば、官業が精製品を造るとしても、之に要する國家の經費は生
産費に止まることとなる。官業特別會計が多くの益金を得んとして其製品を高く賣る場合には、
官業特別會計の利益が大となる代りに、一般會計若くは他の特別會計の經費が増すこととなる、
差引き同じことになる。現に砲兵工廠の如きは益金を見積もること極めて少きに反し、海軍工廠資

金は相當に益金を見積もつてゐる。畢竟特別會計と一般會計との出入の問題に歸着するのである。之を要するに自己生産をなささんが爲めに設けられたる官業にありては、國家の經費は生産費が計上せられることとなる、若し是等の官業が拂下げられん乎、國家は民間企業者の利潤迄をも支拂はねばならぬこととなり、國家經費は大に増すであらう。

以上述べたる標準に依て一般會計及び各特別會計所屬歳入歳出豫算額中其相互重複せる金額を控除して豫算額の純計を求むると左の如くなる。
(除算額中には推算の已むを得ざるものもある故に左表は大體の純計に過ぎぬ)

	歳入(圓)	歳出(圓)
一般會計	1,787,824,110	1,810,434,184
特別會計	1,118,978,777	1,787,824,110
朝鮮總督府	1,007,000,000	1,007,000,000
朝鮮醫院及濟生醫院	1,118,978,777	1,118,978,777
同資金部	211,978,777	211,978,777
臺灣總督府	2,787,824,110	1,007,000,000
臺灣官設鐵道用品資金	0	2,787,824,110
關東廳	3,000,000,000	1,007,000,000
樺太廳	1,118,978,777	1,118,978,777
國債整理基金	0	2,787,824,110
大藏省預金利息	5,000,000,000	0
臨時國庫證券	30,526,824	30,526,824
公債	3,200,000,000	0
教育基金	0	0
陸軍省營繕費補	2,907,000	2,907,000
森林資金	4,000,000	4,000,000
東京帝國大學	2,100,000	2,100,000
同資金部	2,000,000	2,000,000
京都帝國大學	2,500,000	2,500,000
同資金部	2,500,000	2,500,000
東北帝國大學	1,000,000	1,000,000
同資金部	1,000,000	1,000,000
九州帝國大學	1,000,000	1,000,000
同資金部	1,000,000	1,000,000
同資金部	1,000,000	1,000,000

時論 大正十年度の豫算を讀む

北海道帝國大學	4,517,700	2,107,700	海軍火藥廠	1,200,000	4,517,700
同 資金部	5,800,000	1,100,000	海軍燃料廠	3,177,700	3,177,700
官立大學	11,817,000	4,700,000	製鐵所	5,225,000	101,725,000
同 資金部	14,117,000	2,800,000	帝國鐵道資本	1,000,000	20,225,000
學校及圖書館	11,557,000	10,225,000	同 用品勘定	0	1,000,000
同 資金部	11,000,000	8,200,000	同 收益勘定	2,217,100	1,000,000
造幣局	110,700,000	1,000,000	簡易生命保險	11,225,000	6,225,000
同 資金部	110,100,000	1,000,000	米穀供給調節	8,225,000	4,225,000
印刷局	5,031,000	10,000,000	在外國帝國專管	5,225,000	5,225,000
專賣局	26,450,000	12,175,000	居留地	5,225,000	5,225,000
東京砲兵工廠	2,200,000	5,000,000	賠償金	5,225,000	5,225,000
大阪砲兵工廠	1,200,000	8,000,000	臨時軍事費	101,000,000	101,000,000
千住製絨所	2,200,000	2,200,000	一般會計特別會計	2,000,000	2,000,000
海軍工廠資金	8,312,000	2,100,000	總計	2,000,000	2,000,000

此表で見ると大正十年度に於ける一般會計特別會計通計の收支は約三十億圓である。一般會計のみの收支に比すれば、約二倍の多きに達してゐる。實に驚くべき數字である。

第二 軍備費と文政費

大正十年度の豫算に依ると、海陸軍費は、七億六千五百餘萬圓である。之に海陸軍作業特別會計の經費を加へると、軍備費の總額が出て來る様に考へられる。所が海陸軍は是等特別會計より兵

器彈藥其他の材料を買ふのであつて、其額は明に重複することとなる、之を差し引くと又殆んど海陸軍費に似たり寄たりのものが出て来る。さうすると我軍備費は總經費の四分一張に達して居ると云つて可い。軍備費が總經費の四分一を占むるとせば、其残りの四分の三は文政の爲めに費されることになる、さうなれば文政費は相當に多くある譯で、漫に偏武政策の爲めに總てを犠牲にしてゐるとも言へない様である。併し所謂文政費が如何なる内容を持つてゐるかを明にせないと、果して文化國の本色を發揮するものなりや否やを判断することが出来ぬ。

文政費は廣義に於て財務費を包括するが、狹義に於ては財務費と區別すべきである。財務費は公債費、徵稅費、經營費等を總稱するものである。公債費に準すべきものは恩給及年金費である、恩給及年金は國家の債務とも見得らるゝのみならず文武官に均しく支給せらるゝものであるからである。今大正十年の豫算に就て是等の財務費を見るに左の如し。

公債費	二六、九七五、三〇〇	同	稅關	六、五七五、〇〇〇
年金及恩給費	三〇、〇〇〇、〇〇〇	專賣局經費		一、二〇〇、〇〇〇
内國稅徵收費	三、〇〇〇、〇〇〇	朝鮮專賣局經費		一、七〇〇、〇〇〇
稅關	三、〇〇〇、〇〇〇	同 煙草專賣創業費		一、〇〇〇、〇〇〇
朝鮮稅關	一、三〇〇、〇〇〇	臺灣專賣局經費		二、〇〇〇、〇〇〇
臺灣徵稅費	一、四〇〇、〇〇〇	計		五、五七五、〇〇〇

是に依て之を觀れば財務費は總經費の約一割八分強を占めてゐるといふことが出来る。尤も此

計算に於て公債費徵稅費の外專賣費のみを取り他の官業の經營費を計上せなかつた。專賣は消費稅徵の一形式と見ることが出来るから、何れよりも財務費とすべきである。所が他の官業にありては、多く國家が自己生産の爲めにするもので、收入を齎すが主でない、従て經營費といはんよりは、寧ろ國費支辨の一形式と見ることが出来る。唯官業の中で相當に收益を擧げつゝあるものに、鐵道と郵便電信電話があるが、其經費を經營費と見るは穩當でない。蓋し鐵道と郵便電信電話は人民の福利を増進し文化を進捗するに缺くべからざるものであつて、文化國の一特色とすることが出来る。今大正十年に於て此交通機關の爲めに幾何の經費を支出してゐるかを吟味すると左の如くである。

帝國鐵道費	10,000,000	電信電話裝置改良費	1,140,000
朝鮮鐵道建設改良費	10,000,000	研究	1,140,000
同私設鐵道補助	1,000,000	特殊無線電信局費	1,140,000
臺灣鐵道費	1,140,000	設備	1,140,000
樺太鐵道建設改良費	1,140,000	電信電話風水害費	1,140,000
計	34,340,000	其他・復舊費	1,140,000
遞信費	1,140,000	郵便事業五十年費	1,140,000
電信電話管轄費	1,140,000	祝典費	1,140,000
電話交換擴張費	1,140,000	朝鮮遞信費	1,140,000
電信擴張及改良費	1,140,000	同電信電話郵便局費	1,140,000
		臺灣遞信費	1,140,000
		同電信電話建設費	1,140,000
		關東廳遞信費	1,140,000

同 郵便局電信電話
營業 繕 費

一〇、四、三八

合 計

七六、八、七三

計 一〇、四、三八

右表で之を觀ると鐵道郵便電信電話に費す國費は正しく軍備費の額を超えてゐる、總經費に對しては、二割六分強となる。世人は軍備を攻撃するが、鐵道網の完成郵便電信電話の普及に費せないものは稀である。而して大正十年の豫算に於て軍備費と鐵道郵便電信電話の經費とが殆ど似たり寄つたりであるといふことは面白い對照である。

次に文化國の特色である固有の文化費は幾何であるかを見やう。

大學高等諸學校	10,578.84	教科書費	22,935.56
圖書館		臺灣	
文部省經費	11,068.84	學校營繕費	1,277.91
(前項經費控除餘額)		教育補助	8元、55分
商船學校	5,421.32	關東廳教育費	14,900
東亞同文會其他補助	4,511.55	樺太高等女學校	1,076.81
諸學校	1,235.15	新營費	108,000
朝鮮臨時教育施設費	1,105.56	計	77,251.67
教育補助	3,232.92		

是で觀ると教育の爲めに費される經費は殆ど論ずるに足らぬ、總經費より見れば、僅に百分二半に過ぎぬ。之を軍備費と比すれば正しく十分一である、此點より觀て軍備費が多きに過ぐることを論ずるは又半面の眞理ありと謂はねばならぬ。併し我國の教育制度に於ては中等教育并に普

通教育は地方團體に委任し、國家は之に對して千三百餘萬圓を分擔するに過ぎぬ、是が故に帝國の豫算に於て教育費が少いからとて、我國に教育が輕んぜられてゐるといふ證據にはならぬ。我國の教育費は地方團體の教育費を合せ考ふるにあらざれば其真相を穿つことが出來ぬ。大正十年度に於ける地方費統計は未だ公にせられて居らぬ。大正九年度の豫算に依て之を觀るに、地方團體の教育費は、二億二千四百四十六萬六千六百三圓である、大正十年度に於ける地方教育費は更に増して居らうけれども、假に昨年通りとするも、我國民が教育の爲めに投ずる金額は約三億圓に達するのである。果して然らば教育費は軍備費の四割位に達してゐると謂ふことが出来る。

以上論ずる所に依て之を觀れば、大正十年度の豫算に於ては軍備費と鐵道郵便電信電話費とが各總經費に對する四半分を占め、財務費が一割八分強、其他の文政費が三割餘を占めてゐる譯である。

論じて茲に至り余は少しく之を歐米列強の財政に比較して見たいと思ふ。歐米列強の財政に於ては軍備費と公債費とが戦前と戦後とに於て其地位を顛倒したやうである。即ち戦前に於ては、豫算總經費に對し軍備費は三分一を占め公債費は一割乃至二割を占めて居つたが、戦後に至つては豫算總經費額に對し、軍備費は二割以下に落ち、公債費は三分一乃至四分一の間を往來してゐる。此くいふと軍備費は戦前より減じた様に見ゆるが、實際はさうでない。絶對數に於ては却て増

1) 千參百萬圓の國庫分擔額は重複するから控除すべきである、又朝鮮臺灣等の地方教育費は其額不明である茲に之を除く。

してゐるのである。其百分比の減じたのは、他の経費が非常に増したが爲めである。経費の増加した中で最も著しきものは公債費である。是れ戦時公債が驚くべき金額に上つた結果に外ならぬ。此くして歐米列強の財政に於ては、軍備費と公債費とが國費總額の四割五分位を占むることになつてゐる。

我國の財政に於ては公債費は僅に百分二半に過ぎぬ。軍備費と公債費を合すも尙總経費の三分一に達せぬ、従て文政費の爲めに殘されたる餘地は相當に多い次第である、此點より見ても、我國の財政は歐米の列強の財政に比して遙に優てゐると謂ふことが出来る。

第三 豫算の實行と不景氣

一、收支の均衡と公債政策

大正十年度の豫算に依ると、一般會計と特別會計とを通計すれば、收支とも約三十億圓で、殆ど均衡を得て居るやうであるが、其収入中には公債募集金があり、前年度の剩餘金繰入があるから、實質的收支均衡は得られないで、不足を生じてゐると評せねばならぬ。今其額を見るに左の如し。

公債募集額

公債金特別會計

米穀密給調節特別會計

臨時軍事費特別會計

時論 大正十年度の豫算を讀む

第十三卷 (第二號) 九九—一四三

計	三三,九七九,四三三	臺灣總督府特別會計	一,七九七,七二〇
前年度繰入金	二四,〇三六,三五〇	關東廳特別會計	一,〇四四,六一
一 一般會計	五,六五五,五七七	樺太廳特別會計	三三,〇〇〇,〇〇〇
朝鮮總督府特別會計		計	三六,九七九,七三〇

右表で之を觀ると、三十億圓の收入中約五億五千萬圓は、實質的收支均衡の理想よりいへば、不足して居るといはねばならぬ、前年度の剩餘金が無くなれば、何時迄も此の如き豫算編成方法を續けて行くことが出来なからうし。公債が募集し得られないと、豫算は實行し得られないものとならう。現に豫算を攻撃するものは、公債募集難といふことで、豫算の實行難を豫言するものがある、是等の論者は、公債政策の根本的誤謬を指摘し且つ不景氣の際に巨額の募債をなすことが困難であると論するのである。

所で公債政策が根本的に誤てゐるか否かを判斷せんとせば、公債に於て支辨せんとする事業が良いか悪いかを先決せねばならぬ、今大正十年度に於て公債に依て支辨せられるべき事業費を見るに左の如し。

一 一般會計の分		電信擴張及改良費	五,〇〇〇,〇〇〇
道路改修及助成費	五,〇〇〇,〇〇〇	計	五,〇〇〇,〇〇〇
高等諸學校創設及擴張費	五,七五〇,〇〇〇	特別會計の分	五,〇〇〇,〇〇〇
電話交換擴張費	五,〇〇〇,〇〇〇	帝國鐵道建設及改良費	五,〇〇〇,〇〇〇

朝鮮に於ける公債支辨事業費	三、五九、四四	米穀需給調節費	四、六二、〇五
臺灣に於ける公債支辨事業費	一、四〇、三三	臨時軍事費	九、七五、九四
樺太に於ける公債支辨事業費	五、六三、一〇	計	一、九、一五、九四

朝鮮臺灣樺太の公債支辨事業費は主として鐵道建設改良費である、鐵道の建設改良、電話交換擴張、電信擴張改良は人の一日も速に實現せんことを希ふものであり、人民の福利を増進する上に必要缺くべからざるものである、且つ此等の事業は後に收益を生むに至るが故に依て以て公債を償還することが出来る、不景氣であるからとて此の如き事業公債を起しなばならぬといふ理由はない。又道路改修及助成費はそれ自體收益を生せないが、國民經濟に及ぼす影響に於ては鐵道に準すべきものである、公債に依て之を支辨するとしても根本的に誤て居ると謂ふことが出来ぬ。又高等諸學校創設及擴張費は文化政策の要求より出たものであり、米穀需給調節費は米穀政策の要求より出たものであり、共に批難することが出来ぬ。唯臨時軍事費に至つては議論の餘地あらんも撤兵が實現せられぬ限り已むを得ぬ、若し政策の誤といふべくんば出兵の誤で、公債政策の誤と謂ふ事が出来ぬ。

次に不景氣の經濟界に於て公債募集が困難であるといふ論を吟味せねばならぬ、余の見る所では、それは憂ふるに足らぬ、寧ろ經濟界の不景氣であるといふことが公債募集に好都合ではないかと思ふ。何を以て之をいふかといふに、經濟界の不景氣なるに際しては自然に資金の需要が少い

から金融は緩慢とならざるを得ない。金融が緩慢なれば、公債募集は却て歓迎せられねばならぬ譯である。尤も金融緩慢でも、信用の動搖してゐるときは必ずしも募債が容易であるとは云へぬ。所が大正十年の經濟界は暴風一過の後であつて信用の動搖は靜まつて行くべき運命を持つてゐる。是れ募債の必ずしも實行難でないこと云ふ所以である。

二、不景然の經濟界に於ける大豫算實行の意義

大正十年度が不景氣であるとは、何人も争はぬ、其時に際し、我國に於て未だ見ざる大豫算を實行しやうとすることは、辻褄が合はぬ様にも思はれる。所が却てそこに大なる意義が含まれてゐる。

大正十年度の豫算は前述へた通り收支とも約三十億圓である、此三十億圓の金額は、一度國庫に入りて、又國庫より出づるのである、其金額が大なるだけそれだけ國民經濟に及ぼす影響も亦大なるものでなければならぬ。

一體不景氣の時には民間にては事業が衰へる、新しい事業は起らぬ、従て労働者には失業者を生ずることになる。所が國家は必ずしも利益計算の爲めに事業を起すのではない、故に不景氣の時に於ても、事業を擴張し、新事業を起し、以て労働者に職を授ける事が出来る。こは一方に於ては不景氣を緩和する策となり、他方に於ては労働者を救ふことになる、國民經濟政策の要求と

社會政策の要求とを兼ね充たすこととなるのである。

大正十年度の豫算は此の如き見地よりして重大なる意義を持って居る、試みに豫算の中より事業に關する費目を拾て見るに左の如くである。

一、官業費

鐵道費(前掲)	5,441,570
郵便電信電話費(前掲)	1,007,770
專賣局經費(前掲)	1,117,374
印刷局經費	1,040,232
造幣局經費	4,561,246
東京砲兵工廠經費	5,441,570
大阪砲兵工廠經費	5,441,570
千住製紙所經費	2,281,266
海軍工廠資金	2,100,701
海軍火藥廠經費	2,571,684
海軍燃料廠經費	2,571,684
製鐵所經費	1,117,374
同擴張費	1,040,232
森林費	1,117,374
國有林野官行造林費	1,007,770
國有林野經營費	2,100,701
朝鮮營林廠費	2,281,266

二、土木費

臺灣森林作業費	2,281,266
平壤鑛業所費	2,100,701
朝鮮鹽田擴張費	2,281,266
計	1,281,047,700
內務省、治水事業費	2,281,266
河川改良費	2,100,701
港灣改良費	2,281,266
道路改良費	2,281,266
北海道拓殖費	2,281,266
中道路、河川	2,281,266
治水、港灣費	2,281,266
土木費補助	2,281,266
炭害費土木費補助	2,281,266
農商務省、治水事業費	2,281,266
朝鮮總督府	2,281,266
臺灣總督府	2,281,266
關東廳	2,281,266
樺太廳	2,281,266
計	1,281,047,700

時論 大正十年度の豫算を讀む

第十三卷 (第二號 一〇三)

二四七

三、營繕費

外務省營繕費	一、三〇九、七五八
內務省營繕費	一、六九四、四三三
式年御造營繕費別宮創建費	二、四四三、七八一
明治神宮御造營繕費	三、三三三、三三三
明治神宮外苑工事施行費	四、九一三、一一三
臨時神社費	五、八〇〇、〇〇〇
大藏省營繕費	八、二八二、四四六
造幣局設備擴張費	五、五七五、〇〇〇
樞密院國務院廳舍設備費	八、一五五、五五五
陸軍省營繕費	二、〇〇〇、〇〇〇
臺灣營舍營繕費	一、七二七、〇〇〇
臺灣營舍營繕費	一、九一三、〇〇〇
海軍省營繕費	三、三〇〇、〇〇〇
災害費	一、三〇〇、〇〇〇
司法省營繕費	二、二二五、〇〇〇
文部省營繕費	一、七二七、〇〇〇
設備費	八、七五〇、〇〇〇
學校創立費	四、八八八、〇〇〇
高等諸學校創設及擴張費	九、八八八、〇〇〇
農商務省營繕費	六、〇〇〇、〇〇〇
災害費	一、三二七、〇〇〇

關信省營繕費	二、五七〇、〇〇〇
航路標識營繕費	四〇〇、〇〇〇
災害費	六、一五三、〇〇〇
朝鮮總督府營繕費	五、〇〇〇、〇〇〇
臺灣總督府營繕費	四、四四四、〇〇〇
新營費	二、一〇〇、〇〇〇
關東廳營繕費	三〇〇、〇〇〇
樺太廳營繕費	一、〇〇〇、〇〇〇
災害費	七、二四、〇〇〇
東京帝國大學營繕費	一、〇〇〇、〇〇〇
航空研究所擴張費	四、〇〇〇、〇〇〇
京都帝國大學營繕費	四、〇〇〇、〇〇〇
東北帝國大學營繕費	三、〇〇〇、〇〇〇
工學部創立費	四、〇〇〇、〇〇〇
九州帝國大學營繕費	四、〇〇〇、〇〇〇
農學部創立費	三、〇〇〇、〇〇〇
北海道帝國大學營繕費	三、〇〇〇、〇〇〇
醫學部創立費	三、〇〇〇、〇〇〇
官立大學營繕費	一〇、〇〇〇、〇〇〇
計	一、一五二、三三三

官業費中には其官業に關する土木費、營繕費をも含む。土木費と營繕費との區別は明でないが營繕費は去きして廳舎其他の建

物に關するものとし、土木費は河川、港灣、其他土工に關するものとして區別した。故に災害費といふ名目の下に於ても土木費からの營繕費がある譯である。修繕費の歳出經濟部に屬するものは姑く之を除いて置いた。

右の表で之を見るに、官業費は十四億餘萬圓で、土木費と營繕費とは約一億五千萬圓である。總計額は十五億八千餘萬圓に達し、實に大正十年度の豫算の半分以上を占めてゐる。經濟界が不景氣なるに際し、政府は此の如き巨額の經費を投じて、事業を企て又は工事をなさんとするのである。其影響は察知するに難くない。之を木材に就て考へて見ても、土木費營繕費が彼の如く多ければ、木材の需要は相當に大であることを知るべきである。燃料にしても、官業の要するものは、大正十年度の豫算に於て一億二三千萬圓に達し、海軍艦船用并に諸官應用のものを加ふれば、二億圓に上るのである。國家が燃料を需要すること此の如く多しとすれば、如何に燃料市場を動かすかを察することが出来る。又以て膨大なる豫算が不景氣を緩和するの力を有することを知らることが出来る。

更に労働者に就て考へて見ても、約十六億圓が支出せらるべき仕事のある以上は、労働の需要もかなり大であると謂はねばならぬ。既に大正十年の豫算に於て政府が支拂ふ職工人夫給、備八料、雇員給を見らるに、其額は頗る多い、即ち左の如し。

官業	職工人夫給	備八料	雇員給	計
一八、五四七、七二〇	一、四四四、八九九	一、四四四、八九九	一、三六三、五六六	三、六一三、二一五

普通官廳	一	一、八、五、五、六、三	七、三、三、一、三、一	一〇、七、三、三、一、〇、五
總計	一六、五、四、〇、二二	三、五、四、四、八、六、二	三、九、〇、三、一、七、〇、八	三、三、七、一、二、三、四、〇

是に依て之を觀るも、職工人夫傭人雇員は、非常に多く官業に備はれてゐるのである。又雇員傭人は普通官廳にも亦多く雇はれてゐるのである。國家は不景氣であるからして、是等の人を解雇せぬ、從て無産者の爲めに生活を保障することになるのである、(其給料が各人に十分でありや否やは別問題である)。是れ社會政策の上より見て、重大なる意義のある所である。

以上論ずる所に依て之を見ると、不景氣に際して大豫算の表はれたるは、之を悲觀すべきでない。寧ろ其中に大なる意義の存することを認めねばならぬ。

大正十年度の豫算を解剖して論すべきことは固よりこれに止まらぬ。今は只時事に切なるものを取て研究したに過ぎぬ。他の問題の研究に就ては他日に譲りたいと思ふ。